鳴り砂

2-116 号（通巻 295 号）2022. 1. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会
〈連絡先〉〒980-0811
仙台市青葉区一番町 4－1－3
仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76
電話＆FAX　022－３５６－７０９２（須田）
http://miyagi-kazenokai.com/
《郵便振替口座》02220－3－49486
会費●3000 円　賛同会費●1000 円／年

女川原発2号機の再稼働を止めるのは今！

－2022 年度の再稼働プロセスを、あらゆる方法で食い止めよう－

昨 12 月 23 日、原子力規制委員会は、東北電力が申請していた女川原発２号機について新規制基準適合性審査の「工事計画」を認可した。20 年２月の「原子炉設置変更」の許可に続くもので、今後は第３段階の「保安規定」の審査が行われる。

工事認可では、津波漂流物から防潮堤を守る「防護工」の追加設置や、防潮堤地盤改良工事に伴う地下水対策として地下水位を定め、１日最大約１５トンの流入量を排水できる井戸を計４カ所新設する計画、さらに建屋の耐震性などの方針・内容が認可された。これに基づき、２号機の安全対策工事が 2022 年度中を目標として進められることになる。

しかし、この安全対策工事が順調に進むかどうかは予断を許さない。東北電力自身は「（安全対策工事のうち）耐震工事や防潮堤などの津波対策工事が重要と考えており、万全な対策が必要と認識しています」（昨年の「株主の会」の質問への回答）としているが、果たしてどこまで対策できるのかは疑問である。

さらに東北電力は年明けの１月５日、テロ対策施設である「特定重大事故等対処施設」の設置に関し宮城県と女川町、石巻市に事前協議を申し入れ、翌６日には原子力規制委員会に申請した。工事費は約 1400 億円にものぼるとしているが、規制委員会に認められ次第着手し、2026 年 12 月 22 日までの完成を目指すとしている。

一方、終わったはずの「原子炉設置許可」だが、昨 12 月 16 日、東北電力は「女川原子力発電所２号機における有毒ガス防護に係る」として、改めて「原子炉設置変更許可申請書」の提出を発表した。当然私たちは、昨 7.12 の「硫化水素労災事故」を受けた対策が講じられると思いきや、なんと「洗濯廃液の処理過程で発生した硫化水素は規制の範囲外との見解を示した上で、『酸素ボンベなどを配備すれば今回のような事故が起きても要員を守ることができる』と説明」（12.17『河北』）として、基本的に「貯蔵施設に保管されている有毒化学物質に限る」とする「毒ガスガイド」の範疇に限定し、生物学的に（無害化学物質から）発生する「硫化水素」は対象外としてしまっている。

こうした不十分な申請を批判しつつ、私たちは差し迫った女川原発２号機の再稼働を止めるため、あらゆる手を尽くさなくてはならない。東日本大震災からまる 11 年になろうとするなか、女川原発の運転員のうち、運転経験のない運転員は約 33%と、３分の１にものぼる。また、１号機では廃炉作業も進められている。様々なリスクを抱えた女川原発を止める県民の智恵と力を今こそ結集しよう。

「2022 STOP！女川原発再稼働　さようなら原発　宮城県民大集会」

日時：３月２６日（土）14 時～集会　14 時 30 分アピール行進
会場：仙台市勾当台公園市民の広場
主催：さようなら原発みやぎ県民大集会実行委
〈連絡先〉090-8819-9920（館脇）　E-mail:hag07314@nifty.ne.jp
※第 6 波コロナ感染急拡大にともない、変更になるかもしれません。

●裁判と大衆的な運動の結合を

２号機を止める最もはっきりした方法は、現在闘われている差止裁判に勝利することだ。昨年５月に東北電力を相手に石巻市民が提訴したこの裁判は、11 月の第１回に続き１月 12 日に第２回口頭弁論が行われた。周知の通り、全国初の「避難計画」の実効性を焦点にしたこの裁判には、同じ課題を抱える全国のサイトから注目が集まっている。東北電力は裁判で争う姿勢を見せてはいるものの、「避難計画」そのものの前に、「原告らの請求が認められるためには、上記（放射性物質を異常に放出）のような事故が発生する具体的危険が認められることが必要であり、その主張立証責任は原告らが負う」（答弁書ｐ40）として、あくまで事故発生の立証責任を求める姿勢を崩していない。しかし当然のことながら、「万が一」を想定しているからこその「避難計画」であって、「事故の可能性を立証できなければ、避難計画は争点にならない」という論理は通用しない。

いずれにしても、全国の原発サイトで取り組まれている裁判に女川も仲間入りしたことに、原告・弁護団に感謝すると同時に、裁判勝利に向けて様々な形（傍聴・宣伝・カンパなど）で支えていこう。

一方、県民の再稼働反対の世論をいかに作り上げていくのかも重要だ。昨年は県内の団体・個人が結集して「さようなら原発みやぎ実行委員会」を立ち上げ、９月 26 日に 300 人を集める集会を開催するとともに、「ちょっとまって！女川原発再稼働」と題したカラーのＡ3 版チラシを県内で配布した。このチラシは当初 10 万部配布したが、足りなくなり４万部追加し、あわせて 14 万部を各団体経由のみならず、街頭さらにポスティングで配ったのである。目標は「知事選までに配りきる」ということでその目標を達成したが、知事選で健闘した長候補の後押しになったのであれば、配布した甲斐があったというものだ。

今年はその成果を目に見える形で示すことが求められる。世論は６割が再稼働反対であり、それを形で示すため「県民投票」を実現しようとしたものの県議会で却下され、また知事選では様々な争点の１つに埋没されるという中で、今年どうやって県民の思いを示すことができるのかを考えていかなくてはならない。昨年・一昨年の参加者を数倍する集会を開催するなども含め、仲間とともに実現していこう。

●改めて「硫化水素労災事故」とは何だったのか

そうした中、この間女川原発ではトラブルが相次いでいる。主なものだけでも、

・2.13、3.20、5.1 の地震によりボルト・ワッシャ・ナットが 89 個落下し、うち 59 個が未確認（11.12 現在）。またブローアウトパネルの開放や放水口モニタの停止など

・8.27　焼却炉建屋での白煙発生（焼却炉灰冷却ボックスのグローブの破損による）

・10.9　２号機の海水ポンプ室での耐震向上工事でのコンクリート削孔作業にて、電線管を貫通し動力ケーブル被覆が損傷、などなど

中でも、最も深刻なのは、7.12 に発生した硫化水素労災事故だ。経緯についてはすでに「鳴り砂」で報告してきた通りで、前号では 11.5 の東北電力の「最終報告」をとりあげ批判したが、その報告を受け 12 月 2 日には東北電力と市民が交渉し、さらに 12 月 11 日にはこのテーマで風の会・公開学習会が開催された。以下、学習会の内容をかいつまんで紹介したい。

学習会では、学生・院生時代に「硫酸塩還元細菌」を含む嫌気性細菌と関わりのあった講師の石川さんが、「そもそも硫化水素とは？」から説明し、また女川原発原子炉設置許可申請書や、規制委員会の「有毒ガイド」などの文章を縦横無尽に斬って、様々な角度から東北電力の説明を批判した（当日の動画と資料は風の会のＨＰに掲載 https://miyagi-kazenokai.com/news/1995/）。その流れを紹介するには紙面が足りないので、結論だけ紹介する。

＜事故の本当の原因は「スラッジ内の硫化水素蓄積」ではなく「換気しきれない大量の空気注入」！＞

東北電力（実際には電中研？）の説明では、事故の原因は「スラッジに硫化水素が大量にたまっていた」からというものだが、石川さんは「スラッジを構成する活性炭は実際には水で満たされており、硫化水素は水に溶けている（気液平衡・溶解度）か活性炭に吸着されている（吸着平衡）はずで、それ以外のどこに硫化水素が蓄積されてい

るのか？『大量に硫化水素が蓄積されている』という東北電力の説明は全然理解できない」とする。

それでは事故の原因は何か？　それは 7.12 事故時に「空気をあまりにも大量に注入し、単にそれを排出しきれなかったから」で、「その空気をきちんと排出する換気系を準備しておけばよかったが、それをしていなかったから」、すなわち「科学的根拠のない硫化水素自体の蓄積・大量排出ではなく、大量の注入空気量に見合う排気量を設定しなかった単純ミス・人為ミスが原因！」と石川さんは喝破する。

＜1 号機と２号機の「共用」が最大の問題＞

一方、今回の事故で図らずも明らかになったことは、1 号機の地下にある「洗濯廃液貯蔵タンク」と、2 号機の中枢である制御建屋が、ランドリドレン処理系の「共用」により結びついていたことだ。そもそも１号機ランドリドレン処理系自体が最初の設置許可申請後に追加設置申請されたもの（石川さんによれば「放射能垂れ流し批判」への対策ではないか？とのことだが）で、その後２号機増設の際に 2 号機にはつけずに 1 号機と「共用」したということだ。なぜ「共用」したかといえば、2 号機には 1 号機にはある「廃棄物建屋」を建設せず、また「原子炉建屋」の周辺部の「付属棟スペース」にも余裕なかったため、「1 号機と共用しちゃえ」としたのではないか（つまりケチった）と推測する。

それでは規制委員会での２号機の適合性審査ではどうだったのかといえば、この廃棄物処理施設の共用については、東北電力は積極的に説明していないし、規制委員会も追及はしていない。そういう意味では、今回の事故ではじめてこの「共用」問題の重要性が明らかになったのではないか、ということだ。

＜現状の「毒ガスガイド」は欠陥＞

規制委員会は２号機審査にあたって、13 個の審査ガイドを参照しているが、「有毒ガス防護ガイド」（以下、毒ガスガイド）は対象外だった（なので、この 12 月に改めて申請し直したのだが）。ただ問題は、それではこの「毒ガスガイド」が機能すればキチンと対策がとれるのかというと、決してそうではない。すなわち「敷地内外において貯蔵又は輸送されている有毒化学物質から有毒ガスが発生した場合」の原子炉制御室の要員に対する防護が目的のため、そもそも廃棄物処理の過程で「硫酸塩還元細菌」が生成する「硫化水素」は対象外（想定外）となっているのだ。

なので、今回の２号機の毒ガス防護追加申請においても、「固定源及び可動源からの有毒ガスに対しては、運転中の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準を下回る設計としていることを確認した」（規制委 2020.5.13「柏崎刈羽６・７　毒ガス防護審査書」）という柏崎刈羽での審査結果と同様の結論が予想される。しかし、それはおかしいと石川さんは言う。「今回、硫化水素が発生する、そういうタンクが原発の構内にあることが分かったわけです。毒ガスの発生源があって、流入する経路があって、共用する配管の使用を止めない。しかも対策としては弁を閉めるというだけでは事故の可能性は残るわけです。意図しない事故やテロには、この共用配管がある限り脅威は残り続けるわけです。そうしたことを考慮しない『毒ガスガイド』は欠陥ではないかと思います」と結んだ。

●残る安全性の問題、廃炉の問題、なにより福島事故の教訓を！

福島原発と同じＢＷＲマーク１の改良型である女川原発２号機の再稼働には、福島原発での教訓が生かされるべきだが、いまだに福島原発 1 号機と３号機の水素爆発の違いも解明されず、またそもそも初めに爆発したのは屋上（５階）のオペフロではなく４階ではないか、だとすると現状の水素爆発対策で大丈夫なのか？という問題や、あるいは再稼働の一方で進められている女川１号機の廃炉に伴う廃棄物処理の問題、もちろん万が一の際の避難の問題やヨウ素剤配布の問題など、数多くの問題が山積みだ。これらが解決されないまま、なし崩し的に再稼働を進めさせてはならない。

最近では「温暖化対策に原発の活用を」との声もあるが、根っこにあるのは「これまで通り経済成長を進めるために電気を使いたいだけ使う」という発想だ。「どの電源を使うか」の前に、「いかにして消費電力を減らすか」を議論すべきではないか。石炭はもちろん、天然ガスや、また再生可能エネルギーにも問題がないわけではない。しかし、原発は数万年以上管理しなければならない「核のゴミ」を必然的に生み出し、また福島をみても分かるように、いったん事故が起これば故郷（そして人と人とのつながり）を失ってしまうのだ。

私たちは女川原発２号機の再稼働を止める闘いを、社会のありようを問い直す射程をもって皆で論じながら取り組んでいこう。今年一年、頑張ったね、といえるような闘いをみなで作り出していこう。

（事務局　舘脇）

最近の気になる動き　95

早々と東北電力は毒ガス対策申請

東北電力は、昨年（2021年）11月5日にマスコミ・市民向けホームページ文書（最終報告）および「安全協定」に基づく自治体向け文書（協定文書）を提出したことで、昨年7.12硫化水素労災事故が“一件落着”したと考えたのか、12月16日、実に早々と「女川原子力発電所２号機における「原子炉設置変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出」しました（同日付け「お知らせ」）。概要は「有毒ガス防護に係る「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等の一部改正（２０１７年５月１日）を踏まえ、女川原子力発電所２号機の中央制御室等の安全施設に係る設計方針について、有毒ガス防護に係る記載を追加するとともに、予期せず有毒ガスが発生した場合の手順・体制を新たに整備するもの。」とのこと（同文書および「別紙」：下線筆者）。

その申請内容＜https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/RTS/300001074.html＞は、他の先行原発（例えば柏崎刈羽６・７号機など）とほぼ同じで、7.12事故を踏まえた新規・追加内容は見当たりませんでした。これは、同事故前から作成していたものを＜規制委には既に2018.5.10や2019.2.19に説明資料提出済み＞、女川２再稼動スケジュールを睨み、他の原発と同内容（コピペ）のため簡単に合格すると考え、同事故の“ほとぼりが冷めた”頃合いをも見計らって提出したものと推察されます（＊このことは2021.11.24と12.10に補正書を提出したばかりの『工事計画』が、早々と同12.23に認可されたことからも、書面完成・提出前に実質的な審査が終了していることは明らか。また、工事計画認可から５年後が設置期限となる「特定重大事故等対処施設（特重施設）」についても、「基本設計をほぼ終えており、速やかに設置申請する方針」＜12.24河北＞とのことで、申請書提出はアリバイ作りのようなもの）。

驚くべきことに東北電力は、申請に当たって、7.12事故で作業員７名を被災させた（死亡事故にもなりかねなかった）にも関わらず、その原因となった「硫化水素は規制の範囲外」との“誤った”見解を示しているようですが＜12.17河北＞、仮にも同事故の原因を「硫化水素のスラッジ内大量蓄積・大量放出」（＊筆者は、東北電力・電中研の主張する「蓄積・放出メカニズム」は完全な誤り（フェイク）だと確信！していますが）と言い張るのなら＜11.5最終報告・協定文書＞、最低限、「毒ガスガイド」の想定する「有毒ガス・固定源」の‘不備・抜け落ちを補う＝より一層原発の安全性を向上させる’ものとして、制御建屋出入口を通る運転員らに危害を及ぼす「硫化水素」と、それを大量蓄積し今後も蓄積・放出の可能性を有する「ランドリ系沈降分離槽（貯蔵タンク）」を、“新たに＝独自に”調査対象として加えるべきことは明らかです（調査・評価の結果、最終的に運転員らに影響を及ぼさないという結論に至るかもしれませんが、それとは別問題）。なぜなら、同タンクの「１・２号機間共用」を継続・放置し、２号機制御建屋に接続配管が通じている限り、隔離弁の不調・不作動・突然開や空気注入ポンプの作業予定外の誤作動・流量急増などによる硫化水素の流入・逆流の可能性はゼロではないからです＜起きる可能性があることは起こる！＞。

東北電力は、「毒ガスガイド」の不十分性・抜け落ちにつけこみ、最新知見に基づく安全性の確保・向上に対する規制委の消極姿勢をも見越して、他の原発で審査合格した内容に準じたコピペ申請を行ないさえすれば、簡単に審査を通る（前出の二度の資料提出により規制委審査は実質的にほぼ終了？）と考えているのかもしれません。とはいえ、最近出された2021.6.16規制委「審査ガイドの位置付け」によれば、そもそも各種「審査ガイド」は「許認可の審査において、審査官が参照するために策定する文書であり、審査官が新規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引」で、「規則や規則の解釈のように規制要求を示すものではない」とされ、「審査に当たっては、審査ガイドの内容に囚われることなく、審査官自らの科学的、技術的、合理的な判断に基づくことが重要」（下線筆者）とされていることに鑑みれば、7.12事故を踏まえて有毒ガス防護に対する認識・判断基準を新たにしたかもしれない規制委・審査官を、東北電力はあまり‘甘く見ない’方がいいのではないでしょうか。

7.12事故で毒ガスガイドの不十分性・抜け落ちを認識・指摘できるはずの東北電力だからこそ、‘原発のより一層の安全性向上’のために、「ランドリ系沈降分離槽」（に限らず、硫化水素を生物学的に発生させる可能性のある海水系設備も含めたすべての設備）を“独自に・主体的に”

考慮・評価した申請を、改めて行なうべきだと思います。それが嫌なら、ランドリドレン処理系「共用」を廃止し（接続配管を完全封鎖・撤去し）、２号機単独で沈降分離槽なし（ランドリ廃液は直ちに蒸発乾固？）の処理設備を設置するしかありません。

＜2021.12.27 記＞

（仙台原子力問題研究グループＩ）

東北電力交渉～想像性、安全性への視点が欠落

12 月２日、東北電力（以下「電力」と略）と、女川原発２号機の制御建屋における硫化水素漏洩事故、福島原発事故における水素爆発、女川原発１号機の廃炉の各問題について、みやぎアクションなどの市民団体との交渉が持たれた。

電力には質問書が 11 月 11 日に手渡されており、それに対する回答という形で場の設定がなされた。回答には 20 日以上を要しており、電力側としてもそれなりに検討された内容を用意したと思われる。しかし、時間が１時間と限定されており、議論が深まったとか、内容的に満足できるという代物ではなかった。

１　硫化水素漏洩による人身事故について

原子力規制委員会が 2017 年 4 月に「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を制定しているが、電力ではこのガイドに基づく評価は行ったのか、その時有毒ガスとして硫化水素も想定したのか、という質問に対し、電力は、2 号機の有毒ガス防護に係る設置許可申請については、今後申請を予定しているという回答にとどまった。また、洗濯廃液貯留タンクの空気攪拌作業において、硫化水素が系統外に流出した事例はこれまでなかったので、予見できなかった。２号機制御建屋と１号機廃棄物処理建屋は排水配管により一部つながっている構成となっているので、空気攪拌作業時においては、2 号機制御建屋につながる配管の手動弁を閉止する対策により、同様の事案を防止する、という回答であった。原子力事業者としての想像性、安全性への視点が欠落しているとしか思えない回答である。市民側から「対症療法に過ぎない」という猛反発の声が挙がっていた

洗濯廃液タンクのスラッジの量についての質問において、スラッジ貯蔵可能容量が約 76 立方メートル、事象発生時の貯蔵量が約 74 立方メートルという回答であったが、随分余裕のない数値であると筆者は感じた。後ほど説明があったが、スラッジは定期的に排出しているものではなく、前回 2013 年度に排出して以来排出していないと回答しており、ランドリ系は重要施設ではないという認識が電力側にあり、こまめな点検がなされていなかったものと考えられる。

２　水素爆発防止対策について

新潟県の技術委員会での議論やマスコミ報道によると、福島原発での１号機、３号機の水素爆発は 5 階での爆発の前に 4 階で起こっていたとの指摘がある。女川原発２号機の水素爆発防止対策は５階のオペレーションフロアーに「静的触媒式水素結合装置（PAR）」を設置する対策だが、もし最初の爆発が４階で起こっていたとすると、設置場所が現在の対策で十分なのか疑問、という質問に対し、開口部は開けているため水素は５階に移動することから対応できる、という回答であった。

事故時原子炉建屋に漏出する水素の量について、電力は大体 1 日 99 キログラムであり、PAR19 基で処理できると試算していると回答。水素発生量については炉心溶融時のジルコニウムの 75%が反応して 99 キログラムと数値がはじき出され、PAR19 基で処理できるとのこと。精査が必要と感じる。

３　女川原発１号機廃止措置計画の L3 廃棄物のトレンチ処分に関して

L3 廃棄物は総重量 5,340 トンとされている。運転中に発生し保管されているもの、解体撤去工事に伴い発生するもの、工事終了後に不要となる解体工事用機器に分類されるが、それぞれの推定量についての質問である。電力は、女川１号機の廃止措置期間中における L3 の低レベル放射性個体廃棄物は解体撤去工事に伴い発生するものと回答しており、それ以外は含まれないとのこと。L3 の金属類やコンクリート材料を含め、廃止措置期間中に生じる放射性固体廃棄物の発生量については、現在実施している汚染状況調査の結果を踏まえ、今後詳細に評価する、としている。結局のところ、L3 廃棄物の総重量は前述した数値と大きく離れることもあり得ると考えられる。

処分方法については、女川原発敷地内外を問わ

ずトレンチ処分で済ませるつもりなのか、処分地の地質及び地下水流動状況等を調査して安全性を確認する必要があるが、その調査や検討の状況・計画について、説明を求めた。更に、L3 廃棄物処分の安全対策に関わる住民説明会の早期開催を要望した。

対して電力は､「低レベル放射性廃棄物のトレンチ処分に当たっては、関係法令に基づき、廃棄物処理地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、放射性物質の漏出を低減することや、廃棄物埋設地の管理ができる設計が要求されるというふうに理解している。」と回答した。廃止措置の実施状況については、当社ホームページにより情報発信に努める、と述べるにとどまった。また、L3 廃棄物処分の安全対策に関わる住民説明会の早期実施については、一言も発しなかった。残念ながら、電力の対応には不満しか残らなかった１時間であった。

※「質問と東北電力回答」は風の会 HP 参照。

（M.U）

女川原発再稼働差止訴訟第２回口頭弁論期日報告

避難計画の実効性の審理、決断できず先送りに

１月 12 日（水）、女川原発再稼働差止訴訟第２回口頭弁論が仙台地裁 101 号法廷で行なわれた。当日の傍聴希望者は約 50 人、抽選で 39 人に傍聴券が配布され、地裁前三角公園での前段集会には、風雪の中、約 40 名参加、その後、横断幕を先頭に原告団送り出し。14 時～14 時 15 分、口頭弁論。15 時、記者会見・報告集会が仙台弁護士会館４階で開催され、原伸雄原告団長の挨拶、小野寺弁護団長等からの報告、記者からの質問、みやぎアクションの篠原さんが連帯の挨拶、脱原発をめざす宮城県議の会の岸田県議と大内県議が発言、原告 13 名、弁護団６名、支援約 40 名、テレビカメラ３台と記者等 20 名が参加した。

被告東北電力は、原告らが提出した「退域時検査所」における要員（被告が動員するとした 600 人）の確保手続きや派遣手続き、作業手順などを明らかにするよう求めた「求釈明」に対して、11 月 30 日、原告らが原発事故の危険性について主張立証していないから回答しないと拒否の回答。調査嘱託についても同じ理由で「不採用」を求めてきた。原告らは、即座に反論するとともに、改めて被告答弁書への反論の「上岡直見氏意見書」と、この意見書が引用する証拠に基づいた「人格権侵害と避難計画」等について第４～第７準備書面を昨年中に提出していた。

（以下、弁護団「議事録」より）

口頭弁論では、まず提出書面の確認があり、原告側が第４準備書面～第７準備書面、調査嘱託の採否についての意見書につき陳述、被告側が第２準備書面、調査嘱託申立に対する意見書につき陳述し、原告提出書証「上岡直見氏意見書」等の証拠調べが行なわれた。今後の進行については、原告～現時点での主張はすべて行っている。被告～原告の主張が出尽くした後に反論と考えていた。基本的には答弁書での反論で足りると考えているが、次回進行協議期日まで、反論するかを検討する。次回進行協議期日まで反論をするという趣旨ではない。最終的な反論は行う予定。調査嘱託についての意見はこれ以上ない。裁判所～今後はひとまず調査嘱託をどうするか。次回進行協議期日までに、①採用、②却下、③追加主張を求める、かのいずれかを決めたい。③追加主張は原告・被告双方かいずれかすべてあり得る。この①ないし③については、進行協議期日の前に裁判所から連絡が来る。次回進行協議期日では、調査嘱託の結果を踏まえて、どのように手続を進行させるかを協議したいとのこと。今後の予定は、次回進行協議期日２月 21 日（月）14 時～　仙台地裁 308 号、次回口頭弁論期日６月８日（水）11 時～　仙台地裁。調査嘱託が却下されれば、６月８日より前に進行協議期日が入る可能性あり。

口頭弁論を受け、原伸雄原告団長は、「焦点は、裁判所が避難計画の実効性の審理に入る指揮を執るかどうかです。それが『調査嘱託』を採用するかどうかです。議事録にある３つの選択について、

裁判所は今日までに決断できず先送りされました。未だ準備書面の読み込みが足りないのか、何か忖度しなくてはならないことでもあるのか？　問題は、単純です。避難計画の実効性について審理するつもりがあるのかないのかです」と語った。

裁判の今後の進展を決定する「調査嘱託」の採用については、2月21日に開催される進行協議に委ねられました。「調査嘱託」を採用すれば、実効性について真摯な審議に入ることになり、裁判官は逡巡しているようです。いずれにしても、来月には一つの方向が見えてきます。今後ともご注目とご支援を。（空）

女川原発再稼働差止訴訟

進行協議（非公開）２月２１日（月）14時～
第３回口頭弁論　６月８日（水）11時～
仙台地裁101号法廷
女川原発再稼働差止訴訟原告団
〈連絡先〉090-7932-4291（日野）
【裁判支援カンパ】
郵便振替口座　０２２５０－６－１１８５６４
口座名義 門間 弘（原告団会計）
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」と記入を

原発の避難計画の実効性を問う院内集会＆政府交渉

12 月 20 日、参議院議員会館で「原発の避難計画の実効性を問う」院内集会と政府交渉が開催され、会場には約 30 名、オンラインで 80 名が参加しました。女川原発再稼働差止訴訟原告団からも２名がリアル参加しました。

院内集会では、原発の避難問題について全国各地の取組みの報告があり、情報交流が行われ、その後の政府交渉では、内閣府と原子力規制庁の職員６名と意見交換が行われました。

（以下、主催者報告より抜粋）

【院内集会】

＜東海第二原発から＞

東海第二原発での取り組みとして、避難先となっている松戸市の「エナガの会」の岡本・松戸市議から、水戸市からの受入れ先自治体として、感染症対策の配慮から避難所の一人当たりのスペースを拡大し収容人数が半減したこと、茨城県が計画見直しを迫られることになった経緯が報告されました。

「原子力防災を考える会茨城」から、「エナガの会」の取り組みと連携して行った避難所の拡充を求める申入れ行動について報告があり、茨城県・水戸市はともに協議を進めることを約束しました。

東海第２原発運転差止め訴訟団長の大石さんからは、水戸地裁判決の意義と控訴審での課題について報告があり、避難スペースの拡充の問題と共に、病院や介護施設の避難時の救急車や福祉車両の不足など、要配慮者の避難の困難さについて、解説がありました。

＜美浜・大飯原発から＞

「避難計画を案ずる関西連絡会」から、滋賀県長浜市で避難先がどこになるのか住民に告げられておらず、住民が不安に感じていることが戸別訪問から明らかになったこと、また、避難訓練を監視して明らかになった問題として、ふき取り除染では十分に除染ができないこと、安定ヨウ素剤の配布時に問診などが行われていないこと、事故時に災害対策本部となる市役所が UPZ 内にあること、避難先も決まっていないこと、などについて報告がありました。

＜玄海原発・佐賀から＞

「玄海原発プルサーマルと全基を止める裁判の会」から、避難先が決まっていない自治体がある問題、幼稚園や保育園の避難計画が明確に定められていない問題、安定ヨウ素剤の事前配布が進んでいない問題、などが報告されました。

＜女川原発から＞

女川原発再稼働差止訴訟団からは、避難計画を焦点に宮城県知事と石巻市長を相手に地元同意差止め仮処分申立で実質審議なしで棄却されたことを受けて、東北電力を相手に裁判を起こした経緯と、裁判の状況、今後の展望について報告をしました。避難計画に実効性がないことを具体的に立証していきたいと考えています。

＜柏崎刈羽原発から＞

「さよなら柏崎刈羽原発プロジェクト」の小木曽さんは、新潟県の検証委員会で避難問題も扱っているが、強引に終わらせようとしていること、市民の取り組みとして、風船を飛ばす企画、検証委員会の傍聴、避難問題の勉強会の開催、などが報告されました。

＜島根原発から＞

鳥取県の「原子力防災を考える県民の会」から、PAZ 内の重症者など避難が困難な方の対応

について、医療・介護スタッフのリスクや屋内退避がいつまで可能なのか、避難が必要になったときにどうするのか、という問題提起がありました。

＜屋内退避の被ばくリスク＞

集会の最後に、主催者の「原子力規制を監視する市民の会」の阪上さんから、屋内退避の内部被ばくリスクについて報告があり、規制委員会で木造家屋の被ばくリスクについての委託研究報告が行われ、屋内退避により四分の一に低減されるとの従来の見解と同様の結果が得られたとしているが、報告をよく読むと、比較的古い木造家屋の場合は半分も低減せず、そうした家屋が３割以上存在するとあり、そのような状況では従来の見解を見直すべきである、との報告がありました。

【政府交渉】

「事故が起こってから対応」内閣府答弁

内閣府原子力防災担当から３名、原子力規制庁から３名が参加し、事前質問に基づいて交渉が行われました。交渉では「避難計画はできている」と言いながら、問題を指摘すると「事故が起こってから対応する」との回答を連発。原発の避難計画の実効性がないことを改めて確認する機会となりました。

【感染症対策による避難所の拡充について】

内閣府は、すでに緊急時対応ができている地域については「避難所は余裕をもって確保しており、感染症対策を配慮した場合でも避難所は足りている」と繰り返す答弁でした。

それに対して、福井・関西から、自治体アンケートにより感染症対策を実施すれば避難所は足りないとの回答があったことを紹介すると、内閣府は、具体的な避難先は「事故後に調整すればよい」と返答。

こちらからは、混乱を防ぐためにも避難先は感染症対策を考慮した形で決めておくべきだと、見直しを求めました。また「避難所は足りている」との根拠について資料を請求しました。

【要支援者の避難について】

救急車の代わりにストレッチャー用の福祉車両を使うことはしない、救急車や福祉車両の不足については対処する、との回答がありました。また、在宅の要支援者へのサポートについて、女川地区の緊急時対応で「支援できる体制を調整中」とある件については、消防団や自治会などで対応する、と回答がありました。

市民側から、民間にまかせるような方針でよいのか、いつ誰と調整して決めたのか、との指摘がありました。

【避難訓練による問題について】

＜簡易除染について＞

車両の簡易除染について、水なしと水ありでは「優位な差はない」「試験片で確認している」との回答がありました。研究結果についての資料を請求しました。

＜安定ヨウ素剤の配布について＞

避難訓練で「問診」がない件については、緊急時配布では問診しなければならないということではないと回答。事前配布について、内閣府は「取組みを推進している」と回答。市民側は、事故後では服用が間に合わない可能性が高いことから、事前配布を積極的に進めるよう、改めて要求しました。

＜退域時検査所の問題点について＞

退域時検査所での除染作業をする職員のタイベック等の使用については、「放射線の低い地域でスクリーニング等をやるため必要なし」と回答。線量が高い場合は検査所の場所をその時に変える、との回答でした。

【避難所の公開・周知について】

「避難所の候補を決めただけで、紐づけしない場合もある。候補について公表していない自治体もあるが、避難中継所は明記されているのでよい。」との回答で、これで実効性があるのか危ういものだと感じました。避難所は事故が起きてから自治体に問合せて欲しいと、無責任な答弁でした。

市民側からは、電話がつながる保証はなく家族がバラバラになる可能性も高まると指摘し、避難先をしっかりと決めるよう指導すべき、と要求しました。

【避難時の渋滞や車中の耐久時間の検討について】

「緊急時対応」（避難計画）が定められている地域では、検査所での渋滞について問題がないことを確認している、と回答。その回答は納得できないと、根拠を示すよう要求しました。

【UPZ 内にある役場・市役所が災害対策本部になっていることについて】

「役場が使用できない場合は移転先を決めておくことになっている」「自然災害でもそうなっている」と回答。自然災害での避難先は市内の別施設で、原子力災害には対応できないのではない

か、と指摘。また、実際には移転先が決まっていない事例が多々あることを指摘しました。

【屋内退避での被ばく低減効果について】

木造家屋で 1/4 低減できるという表示を撤回し改めるべきだという指摘に対し、規制庁は、木造家屋への屋内退避により内部被ばくが「1/4 以下に低減できるというのは代表的な数字、条件によって異なる」としたうえで、「表現を変える必要はない」と回答しました。これに対し、比較的古い木造家屋に住む在宅の避難困難者を見捨てるものだ、という批判的意見が出されました。

＜PAZ の要支援者と支援者の防護対策施設での避難について＞

PAZ 内の重症者などは放射能防護施設での屋内退避が基本であるが、最大何日間そこで屋内退避を続けるかは決めていない、とのこと。ここでも「事故が起こってから状況をみて判断する」との回答に終始しました。

最後に、避難先の特定など、事故が起こってから対応するとの回答が多いが、事前に定めるべき、と要求。また、緊急時対応の議論が行われる地域防災協議会作業部会について、議事録と資料を公開するよう求めて、交渉を終えました。

（女川原発再稼働差止訴訟原告　日野正美）

「第 158 回女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記
―　東北電力への不安と、不満が噴出！！　新たな検討組織が必要　―

2021 年 11 月 26 日に「第 158 回女川原子力発電所環境保全監視協議会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

今回の傍聴者は、石巻市での開催の為か、６名と多かった（私と友人、その他に３人、電力関係１名）。マスコミは３名でした。

●遠藤信哉副知事が、あいさつの中で、7/12 に女川２号機で硫化水素により作業員７名の体調不良者が発生した件で、東北電力が労働基準監督署から指導票を受け 11/5 に改善報告書を労働基準監督署に提出したこと、宮城県等が 11/15 に女川原発に立ち入り調査したこと、を報告した。

●遠藤副知事が議長で、いつもの通り「放射能測定結果」と「温排水調査結果」が報告された。

当日の資料は、後日宮城県のＨＰへ掲載されるはず。（遅いです。）

協議会・技術会・監視検討会　会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト（pref.miyagi.jp）

●前回も問題になった、１号機での 2021．6/3 以降「海水系のポンプ停止したため、天然放射性物質を多く含む淡水層の影響」で 7/1，２に係数率が急に上昇（資料１　P10）した件について、須田女川町長が、今までにないような上昇で、検討が必要、と要求。東北電力は、上昇しないようにすることがまず大事で、難しいが、検討中とのこと。須田町長は、上昇しないようにすることだけではなく、出たらどう対応するかが重要で、原発が稼働していない今、出来ることがあるのではないか、と追及。（須田町長、頑張っておりました。）

●温排水調査結果の件で、佐藤良一女川議会議長が、令和２年度温排水資料-3 の「海藻群落の主な出現種」（P46）に「サンゴ（サンゴモ亜科）」があり、ホヤへの影響が心配、過去にもあったか、と質問。東北電力は、以前（H30 年）にもあったと回答。（過去にあったにしても、影響が心配される。）

●須田女川町長が、温排水資料-3 の「卵の季節別出現状況」（P35）で、主な出現種欄に「不明卵」が多いが（カレイ科、カタクチイワシ、ネズッポ科以外）、分かるように研究すべしと提言（予算もあるが・・・）。東北電力は、頑張りますとのこと。

●報告事項　資料-4（Ｐ8）ケーブル被覆の損傷について

2021.10.9.コンクリート削孔作業で電線管を損傷した件について、斉藤富嗣商工会会長が、普通は図面を見て確認してやるので考えられないことだ、同じことをやるのではないかと心配、と発

言。東北電力は、電線管を仮設の鋼材と間違えたとのこと。（なんとも情けない東北電力の説明。）

●硫化水素発生問題（資料-4）
佐藤良一女川議会議長が、ヒューマンエラーが続いているのでないかと疑念。
地震によるボルト落下等不具合６件、硫化水素発生、ケーブル損傷、焼却炉建屋での白煙、換気空調系に関する原子力規制委員会からの深刻度SL　Ⅳ評価。（正確な議事録を早く見たい。）
山田委員・・・硫化水素の件など、単純にヒューマンエラーでかたづけないで、具体的な対応が必要。（議事録見たい。）

今回は、トラブルが起こった場合の東北電力の対応に問題あり、との発言が多く、不安・疑問が続出した。又、時間不足で、ゆっくり議論できず、問題が解決できていないと思われた。やはり、新たな「女川原発トラブル検討委員会」みたいなものが必要ですね。

今回は現地の出席者の発言が多く、石巻市で開催したことは有意義であると思いました。
次回は、2022/2/18（金）仙台にて。
（2021.11.28.記　兵藤則雄）

大崎からの報告－汚染廃棄物焼却問題と大崎住民訴訟について

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会　芳川良一

この‘22年１月号で４回連続の寄稿となります。連続して原稿の依頼があるということは、それだけ皆さんの関心が高いことだと解釈し、今回も稚拙な文章ですが寄せさせていただくことにします。
今回は、注目の排ガス測定が「セシウム不検出」という思わぬ結果となったこと、その結果をどう解釈して今後の裁判に臨もうとしているかを明らかにし、さらに測定結果判明と前後しますが、大崎・古川で弁護団弁護士による講演会『大崎住民訴訟の意義と展望』が開催されたこと、もう少し遡って 8,000Bq/kg 以下の農林業系汚染廃棄物から 8,000Bq/kg 超えが出たことについて宮城県と交渉をもったことについて報告し、若干の考察を加えたいと思います。

●排ガス測定　意外な結果
セシウム検出されず

裁判所に 12 月 27 日に排ガス測定結果が提出されることになっていました。
わたくしが結果を知ったのは、それに先立つ数日前でした。結果は、なんと煤塵は補足したが、セシウムは不検出だった、というものでした。裁判所に提出された証拠書類から正確に引用しておきましょう。「①ろ紙に 5.7mg（1 号炉）、29.9㎎（2 号炉）のばいじんが捕捉された。バグフィルタからの微小粒子漏れが明らかになった。ばいじん濃度は 0.35 ㎎/㎥（1 号炉）、1.3 ㎎/㎥（2 号炉）である　②しかし、一般ごみによる希釈が極めて大きいためにセシウムは不検出となった（ろ紙部検出下限：0.64mBq/㎥）（ドレン部検出下限：1.6mBq/㎥）」。
検出されるのが当然と思っていただけに、驚き、しばらく言葉になりませんでした。真っ先に頭に浮かんだのは、328 万円もの募金に応じてくれた方々にどう説明すればいいんだということでした。カンパは全国から、全県から寄せられています。それはこの裁判の意義を認め、この裁判に託された期待の結晶なのです。しばらく頭を抱えました。しかし、事実は冷静に受け止めなければなりません。
前号でもちょっと言及しましたが、混焼に関わるデータの肝心なところが開示されていない、ということに注意しないといけません。データの非開示が恣意的なものか、或いは焼却を担当する事業体（大崎地域広域行政事務組合）がデータを拾うだけの能力を持ち合わせていなのか、環境省な

り県なりの指導なのか、いずれかは分かりません。混焼に使われる一般ゴミの放射能濃度が一切示されておらず、混焼の結果生じた飛灰や焼却灰の量も示されていません。混焼に投じられた汚染廃棄物の濃度も大きな幅をもって漠としています。いかにいい加減なデータになっているかということです。こういった条件下での排ガス測定は多難を極めるものと想われます。原告側が裁判所に排ガス測定を提案するにあたり、そこに注意が行き届かなかったことは残念です。排ガスの試料採取に当たって、汚染廃の投入がごまかすことなくなされているかどうかにいくら厳重な監視行動を行ったとしても、背景がそういういい加減さであれば、正確な結果を得ることは疑わしくなります。

わたくしがここで強調したいのは、汚染廃の焼却処分とモニタリングがいかに杜撰に行われているか、ということです。セシウム不検出は測定の設定条件が、西部玉造 CC の実際の焼却とあまりにもかけ離れたものだった、西部玉造 CC は放射能濃度が薄すぎたということですが、そういった実態を事前に予測できなかったということは、やはり反省しなければいけません。排ガス測定に取り組むにあたり、先を急ぐ気持ちがそうさせたのでしょう。しかし、それはともかく、混焼を実施しモニタリング結果を公表している大崎地域広域行政事務組合の事実上のデータ隠蔽に注意を向けないといけないのではないでしょうか。投入と産出をぶった切り、あらゆる将来的な検証や分析ができなくなるようなデータの公表の仕方は問題視しないといけません。それはひとり事務組合の責任ということではなく、検査項目、頻度、公表様式については環境省や県にお伺いをたてたうえで決定されているはずです。国や県の姿勢を問わなければなりません。わたくしはそう思うのです。

●12 月 28 日付け『河北新報』の記事
排ガスから微粒子計測
原告側「漏出想定の 3～12 倍」

27 日の記者会見がどんな記事になって報道されるか、ハラハラしていました。その日の大崎は大雪で、新聞が届いたのは昼近くになりました。

見出しを見てびっくりしました。なんと煤塵捕捉を強調した記事になっていたのです。実にほっと胸を撫でおろしたものです。セシウム不検出は言及されているものの、後面に退けた扱いになっていました。この記事によれば、カンパに応じた方々のストレートな疑問には繋がらないと咄嗟に思いました。ただ、ちょっと考えれば、捕捉された煤塵があるなら何故そこからセシウムが検出できないのか、セシウム不検出で漏出した煤塵による内部被ばくの主張ができるのか、不思議に思って当然です。ここは弁護団の記者会見が巧みであったというべきでしょう。この報道が一般的世論として裁判官に少なからずの影響を与えることは期待できます。記者会見に当たった弁護団弁護士の能力の高さと、河北新報の論調が評価できます。しかし、裁判所には報告書が届いています。裁判官はクールに読み込むはずです。そうしたなか、煤塵捕捉の意義をしっかり受け止めてくれるか、いわゆるバグフィルター99.9%除去説の綻びとして認知するかどうかです。原告側としても、これからの裁判所に対する説得が重要な課題となるでしょう。そもそも排ガス測定は、煙突からセシウムが漏れ出ていることを立証することを目的に始めました。そういう意味では当初の目的は達成されたわけではありません。セシウム漏れの測定を再度するか否かは別としても、原告側には十分な論証は避けて通れません。

●有意義だった松浦弁護士による講演
『大崎住民訴訟の意義と展望』

12 月 19 日に大崎市の古川教育会館にて、大崎住民訴訟弁護団の松浦弁護士による講演会『大崎住民訴訟の意義と展望』を開催しました。雪のぱらつくあいにくの天気でしたが、50 人もの原告・市民が結集しました。大崎地域だけでなく仙台や石巻からも参加がありました。講演内容は、主催者の大崎耕土を放射能汚染させない連絡会会長挨拶、原告団長による報告『経緯と現状』、松浦弁護士による講演、質疑応答、総括という構成にし、時節柄（路面凍結や積雪の心配から）一時間半という短い時間に収めるように腐心しました。松浦弁護士の講演は詳細かつロジカルで、とても纏まりのいい内容でした。参加者からは、「とても分かり易かった、こういうことになっていたのか初めて分かったとか、スジがよく呑み込めた、聞いてよかった」、などという感想が聞こえてきました。

そもそもこの講演会の開催目的は、一つには裁判は市民の理解と支援がないと勝てない、そのため広く市民の皆さんに知っていただこうということ、そして二つ目には、汚染廃棄物焼却反対運動を広げるために、反対運動の拠って立つ根拠並び

に意義を裁判で得られた成果から照射しよう、というものでした。裁判勝利と市民運動の再構築ということです。そういうことから言って、たいへん有意義な講演会と言えると思います。

この時点では、上述の排ガス測定の結果は、松浦弁護士も主催者或いは原告団も、まだ把握できていませんでした。しかし仮に把握できていたとしても、この講演会の熱気を覆すことはなかったと思っています。展望の中で松浦弁護士は、来年中（2022 年ですが）には判決に持ち込むと言っていましたが、足掛け３年の係争、本焼却が７年計画のうちもう１年半も経過したということから、早い判決が望まれます。市民運動も、裁判で知り得た事実、明るみになった事実をもって、全県・全国的展開をしたいものだと意気込んでいます。講演会の総括では、低線量内部被ばくは大崎だから問題化できる、或いは大崎市しか問題化できない、という考え方も披露されました。全国展開の論拠になるものと思えます。

●汚染廃棄物は無管理状態

上述の排ガス測定結果と講演会からちょっと遡りますが、11 月 10 日に宮城県放射能汚染物質廃棄物対策室と交渉を持ちました。県側は室長他計４名、当方は放射性廃棄物「一斉焼却」に反対する県民連絡会構成団体から８名が参加しました。大崎市他２町で 8,000Bq/kg 以下の焼却処分対象汚染廃棄物から 8,000Bq/kg 超えが見つかったことを受け、即刻焼却処分を中止すべし、と要求しました。県への要望は７月に続きこれで二度目です。

環境省は特措法で 8,000Bq/kg を基準とし、それ以下とそれ以上で責任所在・処理方法を分けています。8,000Bq/kg を超えるものについては国の責任で国が処理をする、8,000Bq/kg 以下のものについては各自治体（市町村）が処理をする、というものです。ところが、大崎市他 2 町では、8,000Bq/kg 以下であるはずのものから、8,000Bq/kg 超えのものが見つかったのです。これはあってはいけない、基準超えのものが出た以上は即刻焼却処分を止める措置を取るべきなのです。環境省や県は、国の測定ガイドラインは正しい、ガイドライン通りなので何ら問題はない、と言い続けています。しかし現実に 8,000Bq 超えのものが出たということ自体、どんなに正当性を主張しようが、ガイドラインの破綻を示しているのです。現実に１市２町では、ガイドライン通りではなく、個別のロールごとの測定を実施しているのです。市や町は、8,000Bq/kg 以上のものは燃やさないと住民と約束しているので、ロールごとの測定を実施している、というのがその理由になっています。環境省や県と違って、住民と直接接している自治体としては、当然というか、追い詰められた結果の処置、ということになるのでしょう。

もうひとつの論点として、汚染廃棄物の管理の問題があります。大崎と栗原の稲わらは県が管理し、処分は市町が実施という、複雑なというか、責任をうやむやにするような体制になっています。もっと平たく言えば、市に問合せをすれば、県が管理しているので県に聞いてほしい、県に問合せれば、廃棄物の処理は自治体なのでそちらに聞いてくれ、と逃げが許される体制なのです。県は当初、管理は県がやっていると答弁していたのですが、二度目の追及で、とうとう管理ではなく保全と言い出しました。県は管理していない、市や町は県が管理している、要は無管理の状態にあるということになります。これは由々しき問題ではないでしょうか。裁判でも係争になるような危険極まるもの（汚染廃棄物）がどこも管理していないということが許されていいものでしょうか。責任逃れを体制的に許しているこの特措法なるものをとことん追及すべきではないかという問題意識の中、県に対しては再々要望を検討しているところです。

環境省については、二度目の交渉の場も設けることができずにいます。当初、衆議院選挙が終わってからという回答でしたが、いまだに何ら連絡はありません。これは市民をないがしろにする同省の姿勢そのものです。そんなふざけた姿勢ともども追及を続けていく所存です。

（2022.12.31 記）

今、女川では

女川町議会議員　阿部美紀子

その 22. 逃げなくてもよい女川を目指して

SDGs、気候変動が大きく叫ばれている今日この頃です。こんな中、EU の欧州委員会は、原子力発電を「環境に配慮した投資先」として認めるという方針を発表しました。しかし、「環境に配慮した」ということは明らかに間違いです。発電時に CO2 を排出しないとしても、海水温を上昇し続ける温排水はどう考えるの？　10 万年も管理しなければならない放射性廃棄物はどのように処理するの？　トリチウム汚染水の問題も解決されていません。

2022 年（年度）は東北電力が女川原発２号機を再稼働させようとしている年です。２月には、原子力総合防災訓練で住民避難の実施も計画されています。これは、事前に準備された訓練であり、雪、雨、風、地震、夜間等々、実効性があるとは思えません。そもそも、避難、逃げなければならない、逃げる訓練が必要という原発は要りません。原発は必ず廃炉になります。２号機を再稼働させるより、原発に依存しない、廃炉後の女川を考えなければなりません。

今、オフグリッド（水、電気、ガスなどライフラインの１つ以上を公共事業に頼らない）、特に電力会社と契約せず自給自足する人が増えています。アパート暮らしで実践している人もいます。日本製紙と東北大学の共同研究では、木質由来のセルロースナノファイバーによる蓄電池の実用化を目指しています。「乾電池のように互換性のあるカートリッジのような蓄電池は作れませんか」という私の問いに、東北大学の福原先生は「できると思います」と答えてくれました。

自然と調和し、身近かで循環する、逃げなくてもよい町を目指し、原発に不安を抱えながらも口に出せない女川の空気を一掃させる活動をしたいと思っています。

（2022.1.5.記）

●「川柳」「短歌」（狂歌？）募集中

「訓練を　すればするだけ　わかりそう
　　原発ないほう　よっぽど安心」

「原発を　やめれば企業の　価値あがる
　　市民もそれを　望んでる」

「再稼働　止め続けて　11 年
　　新たに誓う　3. 11」

（三陸亭のりお）

【編集雑記】

●「島根原発２号機再稼働反対署名」を同封しました。ご協力いただける方は、１筆、２筆でもかまいません。（署名後）取扱い団体に期限（2/28）内にご送付をお願いします。【署名送付先】
〒690-0874　島根県松江市中原町 14
　　フォーラム「平和・人権・環境」しまね

●11 年経った現在も、2011 年３月 11 日 19 時３分から「原子力緊急事態宣言」が発令中！！
（空）

みやぎ脱原発・風の会　会計報告

（2021 年１月１日～12 月 31 日）

繰越金		644,884 円
《収入》	会　費	330,000 円
	カンパ	39,000 円
	合　計	369,000 円
《支出》	印刷費	64,724 円
	通信費	142,622 円
	活動費	200,290 円
	その他	30,037 円
	合　計	437,673 円
《残金・繰越金》		596,211 円

昨年も多額の会費・カンパが寄せられています。ありがとうございます。そのお気持ちに応えられるよう、今年も活動を続けて行きたいと思います。

■□2022 年会費振込みのお願い□■

《郵便振替口座》02220－3－49486
《口座名》みやぎ脱原発・風の会
会　　費●3000 円／年
賛同会費●1000 円／年

【インフォメーション】

［第 6 波コロナ感染急拡大にともない、
変更、中止になるかもしれません。
詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい］

第 421 回＆第 422 回
女川原発の再稼働を止める！
福島原発事故を忘れない！ 子供を守れ！
汚染はいらない！みやぎ金曜デモ In 仙台
（略称：脱原発みやぎ金曜デモ）

日時：1 月 23 日（日）元鍛冶丁公園
（14 時集会、14 時 15 分デモ出発）
1 月 28 日（金）元鍛冶丁公園
（18 時 15 分集会、18 時 30 分デモ出発）
主催：みやぎ金曜デモの会（代表　西）
〈連絡先〉070-5092-1701（西）
e-mail:miyagi.no.nuke@gmail.com
ブログ：http://miyaginonuke.blog.fc2.com/
twitter:@miyagi_no_nuke

「福島原発被害南相馬訴訟」控訴審

第２回裁判　１月２６日（水）14時～仙台高裁

「子ども脱被ばく裁判」控訴審

第２回口頭弁論　仙台高裁
２月１４日（月）14時30分～
11 時 30 分 勾当台公園市民広場集合
11 時 45 分 市内デモ出発
12 時 45 分 裁判前集会（仙都会館 8F 会議室）
13 時 30 分 傍聴券配布・抽選（仙台高裁）
14 時 30 分 開廷
15 時 45 分 記者会見・報告集会
仙都会館 8F 会議室
（仙台市青葉区中央 2-2-10）
子ども脱被ばく裁判の会
事務局　080-5220-4979
kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp

放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

第15回口頭弁論期日　２月１６日（水）10時～
仙台地裁101号法廷
11時～【報告集会】仙台弁護士会館

飛田晋秀写真展

日時：２月１８日（土）～２３日　9 時～19 時
会場：仙台市福祉プラザ展示ロビー

飛田晋秀氏講演会

日時：２月２３日（水・祝）13 時～
会場：仙台市福祉プラザふれあいホール
主催：実行委員会　090-8922-5418（立石）

宮城県保険医協会公害環境対策部公開講演会
「今、福島から・分断と対立を乗り越えて」

講師：伊東達也氏（原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・いわき市民訴訟原告団長）
日時：２月２７日（日）10時～12時
【形式】ＷＥＢ配信（ZOOMウェビナー使用）
※2月22日（火）までにお申込みを
※詳しくは「宮城県保険医協会」ＨＰ参照
【問合せ先】宮城県保険医協会事務局
TEL：022-265-1667 FAX：022-265-0576
E-mail：miyagi-hok@doc-net.or.jp
HP：http://miyagi-hok.org

「ふるさとを返せ」福島原発避難者
山木屋訴訟控訴審

第１回裁判　２月２８日（月）14時～仙台高裁

第9回いのちの光 3.15 フクシマ
～フクシマが背負ってきたもの伝えつづけるもの
講演会 「福島の真実」

講師：飛田晋秀氏（写真家・三春町在住）
日時：３月１２日（土）14 時～16 時
会場：仙台市・カトリック元寺小路教会大聖堂
〈参加費無料〉
主催：「いのちの光 3.15 フクシマ」実行委員会
〈問合せ〉090-2022-4007（木元）

【もくじ】

●女川原発２号機の再稼働を止めるのは今！……1
●早々と東北電力は毒ガス対策申請 ……4
●想像性、安全性への視点が欠落 ……5
●避難計画の実効性の審理、決断できず先送りに ……6
●原発の避難計画の実効性を問う院内集会＆政府交渉 ……7
●東北電力への　不安と、不満が噴出！！新たな検討組織が必要 ……9
●汚染廃棄物焼却問題と大崎住民訴訟について ……10
●逃げなくてもよい女川を目指して ……13
●会計報告・編集雑記 ……13
●インフォメーション ……14

【別冊もくじ】

●女川原発アラカルト ……1
●脱原発みやぎ金曜デモ ……3
●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……4